

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 5日	
堺市長	殿
提出者 住 所 大阪市西淀川区御幣島5-1-1 氏 名 田中亜鉛鍍金株式会社 代表取締役社長 田中 雄 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6742-1234	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	田中亜鉛鍍金株式会社 堺工場
事業場の所在地	大阪府堺市西区築港新町3-27-8
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	24：金属製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額：16億4千9百万円
③従業員数	70人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙－1のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
別紙-2, 3のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(HCl系)	
	排出量	1008 t	
	（これまでに実施した取組） 酸処理槽の厳密な濃度管理を実施している。酸処理を実施する鉄鋼の表面状態に起因して前年度排出量(973t)と比較し約36%増加となったが、効率的な酸処理実施により対応している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(HCl系)	
	排出量	980 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き塩酸処理液の厳密な濃度管理等実施することにより、前年度実績数値に対し約3%削減を目指す。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 塩酸各処理槽の役割を明確に区分し、各々計画的な酸の追加や更新を行っている。		
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後も同様の取り組みを行っていく。		

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(HCl系)	
	全処理委託量	1008 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1008 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・処理委託を行う特別管理産業廃棄物は、すべて中和・無害化処理を行っている。		
	・発生する特別管理産業廃棄物は性状を確認し、発生量はトラックスケールで確認している。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(HCl系)	
	全処理委託量	980 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	980 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 塩酸処理液の濃度管理等を厳格に実施することにより、引き続き効率化をはかる。		
※事務処理欄			

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。